

【誤りやすい事例 ① - 申告書第1表・第4表関係 - 】 被相続人の兄弟姉妹が相続した場合（2割加算①）

私（国税信二郎）は、兄（国税信一郎）の死亡に伴い、妹（税務幸子）とともに兄の財産を相続しました。

なお、兄の法定相続人は、私と妹の2人です。

相続税の申告書

相続開始年月日 ▲年 5月 11日

第1表

フリガナ	各人の合計	財産を取得した人
（被相続人） コクゼイ シンイチロウ		コクゼイ シンジロウ
氏名	国税 信一郎	国税 信二郎

出税額の計算

⑨	2400000	1440000
⑩		
⑪		

相続税額の加算金額の計算書

被相続人 国税 信一郎

加算の対象となる人の氏名	
各人の税額控除前の相続税額 （第1表⑨又は第1表⑩の金額）	①
相続税額の加算金額 （①×0.2） ただし、上記③又は④の金額がある場合には、 （①-③）×0.2となります。	⑥

誤

私と妹は、兄の法定相続人であるので、2割加算の対象とはならないと考え、第1表の「⑪相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額」欄は記入しませんでした。

正しい取扱いは、下記のとおりです。

相続税の申告書

相続開始年月日 ▲年 5月 11日

第1表

フリガナ	各人の合計	財産を取得した人
（被相続人） コクゼイ シンイチロウ		コクゼイ シンジロウ
氏名	国税 信一郎	国税 信二郎

出税額の計算

⑨	2400000	1440000
⑩		
⑪	480000	288000

相続税額の加算金額の計算書

被相続人 国税 信一郎

加算の対象となる人の氏名	国税 信二郎	税務 幸子
各人の税額控除前の相続税額 （第1表⑨又は第1表⑩の金額）	① 144,000	96,000
相続税額の加算金額 （①×0.2） ただし、上記③又は④の金額がある場合には、 （①-③）×0.2となります。	⑥ 28,800	19,200

正

兄弟姉妹は、被相続人の二親等の血族であり、一親等の血族に該当しないため、2割加算の対象となります。

したがって、第4表を作成の上、第1表の「⑪相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額」欄に第4表で計算した相続税額の加算金額を記入します。

○ 2割加算とは

相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人が、被相続人の一親等の血族（代襲相続人となった孫などの直系卑属を含みます。）及び配偶者以外の人である場合には、その人の相続税額はその相続税額の2割に相当する金額を加算した金額となります。

⇒ ①被相続人の兄弟姉妹、甥や姪が相続人となった場合、②被相続人の養子として相続人になった孫（代襲相続人を除きます。）などが2割加算の対象となります。